

ねんきんだより



問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

国民年金保険料免除等の申請について

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が全額もしくは一部免除、または納付猶予になります。

令和4年度分の国民年金保険料免除・納付猶予申請の受付が7月1日から始まります。対象期間は令和4年7月から令和5年6月までです。申請時点から2年1か月前までの期間についてさかのぼって申請することができますので、未納期間がある方は早めの手続きをお願いします。

申請は原則毎年必要ですが、全額免除または納付猶予が承認された方は、申請時に次の申請期間(翌年)以降も引き続き免除を希望していれば、毎年の申請が不要になる「継続審査」の対象となります。

※失業に伴う免除申請の際には雇用保険被保険者離職票等の添付書類が必要となる場合があります。詳細はお問合せください。

○問合せ
熊谷年金事務所 048-522-5012
保険健康課 0495-77-2113
地域総務課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号
年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願いします。
予約受付専用番号 0570-05-4890

見守りシール～認知症の人にやさしいまちづくりを目指して～

問合せ 地域包括支援センター ☎0495-74-1155 FAX0495-74-1156

【見守りシールって?】

見守りシール(右写真)のQRコード(2次元バーコード)を読み取ると、発見者と対象者のご家族等がインターネット上で情報共有でき、身元確認や連絡をとることができる「どこシル伝言板システム」を利用したサービスです。

個人情報を開示することなく、発見から保護、ご家族への引き渡しまでを安心・安全・迅速に行えます。

【どんな時に利用するの?】

- 最近、物忘れが多くなってきた。
- 外出して帰れなくなってしまったことがある。などの場合

【どこに貼るの?】

○写真を参考にして、普段身に付ける衣類等に貼って下さい。

【発見したら】

- 正面からやさしく声を掛けてください。
- QRコード(2次元バーコード)を読み取ってください。
- 専用掲示板から保護者と連絡を取ることができます。

共創未来

※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

発見者: 洋服等に専用のQRコードラベルを貼付けておく

伝言板にアクセス

発見者: 何かお困りの様子...衣服のQRコードにアクセスしてみよう

この画面は保護者と発見者のみが見ることができます

自動メール受信

おばあちゃんがみつかった!

24時間365日 素早く連絡が取れる!

※インターネット接続に伴う通信費用がかかります。また、個人情報は表示されません。



農地の適正な管理をお願いします

問合せ 農業委員会事務局 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

神川町耕作放棄地対策協議会では、遊休農地を解消して営農を再開する場合に解消費用の一部を補助する制度があり、草刈り機の貸し出し(有料)も行っております。

また、ご自身での管理が困難な場合は、農地の保全・遊休農地の解消を図るとともに、効率的な利用を進めるため、期間を定めて貸借を行う「利用権設定」の制度もありますので、ぜひご活用ください。

農地の管理がされておらず、雑草が生い茂っているとの相談が増加しています。自分の農地は責任を持って管理し、他人の迷惑にならないようにしましょう。

●草刈り機の貸し出しについて
詳細は農業委員会事務局までお問合せください。
【車種】 乗用モア、ハンマーナイフモア(手押し)
【料金】 1日8,000円、半日4,000円

●農地の転用をするときは許可が必要です

許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可が出ていたとしても、事業計画どおりに転用していない場合は、農地法違反となります。

工事の中止や原状回復等の命令が出されることがあり、それに従わない場合には3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人にあっては1億円以下の罰金)が科される場合があります。

給水栓(農業用水)の適切な管理・利用について

問合せ 経済観光課 農政担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

●農業用水の利用について

農業用水のかけ流しで、揚水機場の圧力不足や下流での水不足になることがあります。農業用水の利用について、必要以上の水を流さないよう、適切な管理にご協力をお願いします。

●給水栓の破損事故が多発

トラクターなどの作業で、給水栓を破損させてしまう事故や経年劣化による給水栓の水漏れ・破損事故が多発しています。万が一破損させた場合は、役場までご連絡ください。修理が完了するまで、周辺の農地では農業用水の利用ができなくなります。

事故等を未然に防ぐためにも、事故防止の対策をしていただきますようお願いします。

※給水栓の修理費は、個人負担となります。

●事故防止対策例

- ・作業前にあらかじめ給水栓の場所を確認しておく。
- ・給水栓周囲の草刈りをし、位置が分かるよう目印となる物を置く。

